令和８年度
年末年始



中央労働災害防止協会　令和８年度年末年始無災害運動標語

年末年始 はやる気持ちに一呼吸 家族の顔を思いつつ

ゼロ災 京都

京都労働局 労働基準部 健康安全課

年末年始は、繁忙期を迎える仕事、休日前で立て込む仕事の他、職場の一斉清掃等の非定常作業（普段行わない作業）も増える傾向があり、何かとあわただしくなることから、焦りや疲労によって、いつもは遵守できている職場の決まり事がおろそかになったり、非定常作業時における労働災害防止のための作業手順を忘れてしまったりと、**「不安全行動」に起因する労働災害発生の危険性が高まることが懸念される時期**です。

一方で、年末年始は、中央労働災害防止協会の『**年末年始無災害運動**』（12月1日から翌1月15日まで）、建設業労働災害防止協会の『**建設業年末年始労働災害防止強調期間**』（同期間）、陸上貨物運送事業労働災害防止協会の『**年末・年始労働災害防止強調運動**』（12月1日から翌1月31日まで）等が展開され、労働災害防止のための意識が高まる時期でもあります。

よって、京都労働局では、働く方全てが年末年始を無災害で過ごし、笑顔で新年を迎えていただくため、各労働災害防止団体等の運動に加え、過去の京都府内における労働災害発生状況を踏まえて特に留意して取り組む「**令和８年度年末年始職場の無災害取組留意事項（京都労働局）**」を裏面のとおり定めました。

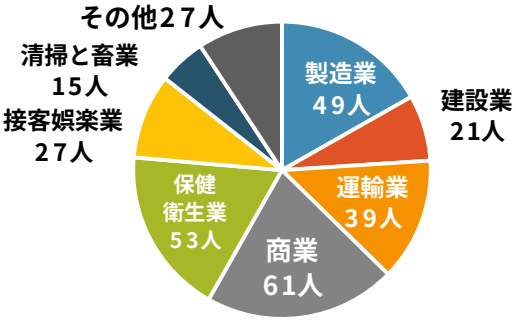
令和８年度の年末年始に向け、同事項も踏まえながら、職場の安全衛生対策に係る取組を進めてください。

年末年始の労働災害発生状況（令和７年12月１日～令和８年１月15日）

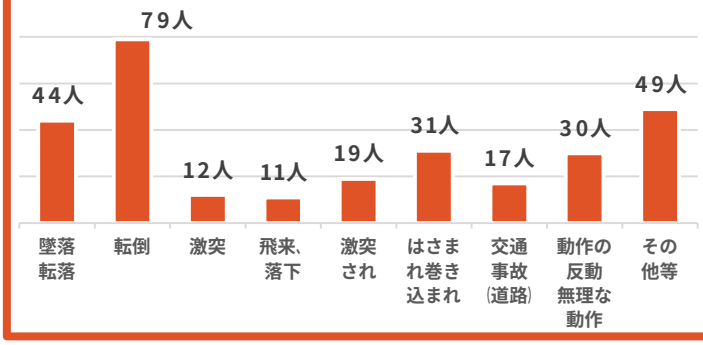
令和７年度年末年始における京都府内の労働災害（死亡又は休業４日以上の労働災害（新型コロナウイルス感染症関係を除く））に関し、業種別では、商業61人（全体の20.9%）が最も多く、次いで、保健衛生業53人（同18.2%）、製造業49人（同16.8%）、運輸業39人（同13.4%、）の順になっています。

また、事故の型別では、転倒79人（同27.1%）が最も多く、次いで、墜落・転落44人（同15.1%）、はさまれ・巻き込まれ31人（10.6%）、動作の反動・無理な動作30人（同10.3%）となっています。

業種別　労働災害発生状況（全292人）



事故型別　労働災害発生状況（全292人）

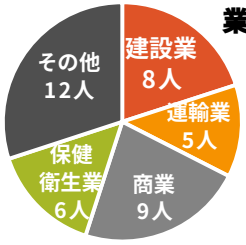


業種別　転倒災害内訳（全79人）



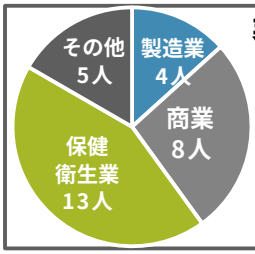
・フライヤーを清掃中、油と水で濡れた床で、足を滑らせ転倒［接客娯楽業］
・荷物を抱えて移動しているとき、足元の荷物につまづき転倒［商業］
・後ろ向きで拭き掃除をしていたため、車止めに躓き転倒　［ﾋﾞﾙﾒﾝﾃﾅﾝｽ業］

業種別　墜落転落災害内訳（全44人）



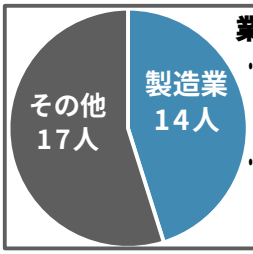
・階段のモップ掛けを上階から後ろ向きに1段ずつ行ってところ転落　［学校］
・階段踊り場をモップで清掃中に足を踏み外し、階段を転落　［保健衛生業］
・高所の物をパイプ椅子に乗って取ろうとしたところﾊﾞﾗﾝｽを崩し転落［商業］

業種別　動作の反動等災害内訳（全30人）



・フライヤーへ移動したところ、床の油取りマットがずれ、転倒しないよう踏ん張ったところ靭帯を負傷　［商業］
・ベッドから車椅子への移乗介助を一人で行ったところ腰痛［保健衛生業］
・冷蔵庫を持ち上げ腰痛［商業］

業種別　はさまれ等災害内訳（全31人）



・モーターを停止させずファンベルト付近で作業を行ったろころウエスと軍手が巻き込まれた［製造業］
・重量物を動かそうとしたところ、共同作業者と息があわず、重量物の下に指が挟まった［建設業］

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

京都労働局・京都府下労働基準監督署

R8.11

令和８年度年末年始職場の無災害取組留意事項（京都労働局）

～令和８年１２月１日（火）から令和９年１月１５日（金）まで～

本期間中は、労働災害防止団体等の運動に加え、京都府内における令和７年度年末年始の労働災害発生状況を踏まえ、職場における「不安全行動」に起因する労働災害防止のため、以下に留意し、職場の無災害に向けた取り組みを進めましょう。

1 所属長等による職場の安全衛生対策総括パトロール・各点検の実施

所属長等は、職場における「不安全行動」に起因する労働災害防止のため、職場の安全衛生対策総括パトロール・各点検の実施により、定常作業・非定常作業における作業手順の履行状況を確認して、職場の**不安全行動撲滅**のための**確認を強化**しましょう。

不安全行動類型

特に効率優先のための作業手順の省略、定められた通路以外の通路を通る近道行動は典型的な不安全行動です

- ○防護・安全装置を無効にする
- ○安全措置の不履行
- ○不安全な状態を放置
- ○危険な状態を作る（荷等の積み過ぎ、不安全物で代替等）
- ○保護具、服装の欠陥（使用しない、選択・使用方法の誤り等）
- ○危険場所への接近、その他（吊り荷、稼働機械へ接近等）



2 労使による取組留意事項の遵守徹底

安全衛生担当者は、以下、「**労使で特に留意して取り組む事項**」に該当する箇所や該当する作業の有無を整理した上で、職場における設備上の危険性、有害性の解消を図り、関係労働者に対し作業上及び通行上の当該取組事項について通知しましょう。

全ての労働者は、作業上及び通行上の当該取組事項について遵守徹底しましょう。

労使で特に留意して取り組む事項

- ○通路、路面（階段、坂道含む）の段差や凸凹の解消を図る、当該箇所が視認しやすいよう当該箇所に危険性を明示する等適切な注意喚起の実施
- ○通路、路面（階段、坂道含む）の適切な照度の確保・維持
- ○気持ちにゆとりをもって行動することを心がけ次の点に留意
  - ・通行時の足元確認、原則として走らない
  - ・重量物の移動、上げ下ろしの際の無理のない基本動作の確認
  - ・踏み外さないよう階段、はしご、脚立からは慎重に上り下り
- ○機械の清掃、点検は当該機械を止め、関係者へ明示等後実施
- ○安全装置の機能確保・維持、保護具等の適正な使用



京都労働局のホームページから、各安全衛生対策リーフレット等がダウンロード可能なので確かめよう！▶

令和９年（又は令和９年度）年間安全衛生計画の策定等のススメ

労使ともに労働災害防止に向けた知識及び意識を定着させるためには、期間を定めた**安全衛生計画を策定**し、当該計画に沿って職場の安全衛生活動を実施していくことが有用で、継続した職場の安全衛生水準の向上が見込まれることから、厚生労働省及び中央労働災害防止協会では、「**労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)**」に基づく、職場の組織的かつ効果的な安全衛生活動を推進しています。

新たな年を迎えるにあたり一つの契機かと思いますので、各安全衛生設備の点検時期、安全衛生活動の実施時期や京都安全衛生大会などの行事を盛り込んだ年間安全衛生計画の策定等により、「計画 － 実施 － 評価 － 改善」（PDCAサイクル）を基礎とした安全衛生活動の充実を図るようお願いします。

労働安全衛生マネジメントシステム関係厚生労働省ホームページ▶（関係リーフレット等ダウンロード可）

年間安全衛生計画関係労働局ホームページ▶（年間安全衛生計画の電子媒体［Excel形式］等ダウンロード可）

京都安全衛生大会に係る京都労働局ホームページ▶（同大会の様子、配布資料等ダウンロード可）